○碧南市要保護児童対策協議会規程

平成17年６月20日公告第54号

改正

平成19年５月16日公告第80号
平成19年９月３日公告第186号
平成21年２月17日公告第21号
平成23年７月１日公告第139号
平成24年３月30日公告第46号
平成30年12月25日公告第257号
令和７年３月３日公告第13号

碧南市要保護児童対策協議会規程

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の２第１項の規定に基づき、碧南市要保護児童対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。

（１）　保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童（以下「要保護児童」という。）及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）の状況把握及び情報交換に関すること。

（２）　要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。

（３）　児童虐待の防止策に関すること。

（４）　その他要保護児童等の支援に関すること。

（組織）

第３条　協議会の委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が任命する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　協議会に、会長を置く。

２　会長は、碧南市福祉事務所副所長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（実務者会議）

第６条　協議会に、支援事例の総合的な把握及び検討並びに定例的な情報交換を行うため、実務者会議（以下「会議」という。）を置く。

２　会議は、要保護児童等にかかわる行政機関の担当者をもって構成する。

３　会議は、会長が招集する。

（ケース検討部会）

第７条　協議会に、個別の要保護児童等に関する状況の把握及び具体的な支援内容の検討を行うため、ケース検討部会（以下「部会」という。）を置く。

２　部会は、要保護児童等にかかわる団体及び行政機関の担当者をもって構成する。

３　部会は、会長が招集する。

（守秘義務）

第８条　委員並びに会議及び部会を構成する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、こども健康部こども課において処理する。

附　則

この規程は、平成17年７月１日から施行する。

附　則（平成19年５月16日公告第80号）

この規程は、平成19年７月１日から施行する。

附　則（平成19年９月３日公告第186号）

この規程は、平成19年９月３日から施行し、平成19年７月１日から適用する。

附　則（平成21年２月17日公告第21号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成23年７月１日公告第139号）

この規程は、平成23年７月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日公告第46号）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成30年12月25日公告第257号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３日公告第13号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

1　碧南市民生委員児童委員協議会代表
2　碧南市主任児童委員部会代表
3　人権擁護委員代表
4　碧南市立小中学校幼稚園ＰＴＡ連絡協議会代表
5　碧南市保育所等父母の会連絡協議会代表
6　一般社団法人碧南市医師会代表
7　碧南歯科医師会代表
8　児童養護施設施設長
9　碧南市民間保育園等園長会代表
10　名古屋法務局刈谷支局長
11　愛知県刈谷児童相談センター長
12　愛知県衣浦東部保健所長
13　愛知県碧南警察署生活安全課長
14　碧南市福祉事務所副所長
15　碧南市教育部学校教育課長
16　碧南市小中学校校長会代表
17　碧南市立幼稚園園長代表
18　碧南市こども健康部健康課長
19　碧南市立保育園園長代表